平成２０年（排）第４３号

排　除　命　令　書

大阪市中央区馬場町３番１５号
西日本電信電話株式会社
同代表者　代表取締役　大　竹　伸　一

公正取引委員会は，前記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

１　西日本電信電話株式会社（以下主文において「ＮＴＴ西日本」という。）は，一般消費者に提供する「ひかり電話」と称するＩＰネットワーク技術による音声電話サービス（以下主文において「ひかり電話」という。）の取引に関し，一般消費者の誤認を排除するために

(1) 平成１９年２月ころに，ダイレクトメールにおいて行った，ひかり電話の利用には，通話ごとに通話料が必要であるほか，毎月，「月額基本料」と称する料金（以下主文において「月額基本料」という。）に加え，同社が提供する「フレッツ光プレミアム」と称する光ファイバ設備を用いた通信サービスの利用料（以下主文において「フレッツ光プレミアム利用料」という。）が必要であるにもかかわらず，あたかも，ひかり電話を利用するに当たって通話料以外に月額基本料のみで利用することができるかのように示す表示

(2) 平成１９年６月ころに，新聞折り込みチラシにおいて行った，ひかり電話の通話料は，通話対象が加入電話，ＩＳＤＮ規格による電話，ひかり電話又は東日本電信電話株式会社が一般消費者に提供する「ひかり電話」と称するＩＰネットワーク技術による音声電話サービスを利用する者である場合に限って全国一律で３分ごとに

８．４円であるにもかかわらず，あたかも，通話対象に関係なく，当該通話料が全国一律で３分ごとに８．４円であるかのように示す表示

(3) 平成１９年２月ころから同年８月ころまでの間，ダイレクトメールにおいて行った，「ひかり電話Ａ」と称するひかり電話の料金プランの月額基本料に含まれる通話料分で通話できるのは，通話対象が加入電話，ＩＳＤＮ規格による電話，ひかり電話又は東日本電信電話株式会社が一般消費者に提供する「ひかり電話」と称するＩＰネットワーク技術による音声電話サービスを利用する者である場合に限られるにもかかわらず，あたかも，当該月額基本料に含まれる通話料分で通話できる通話対象には制限がないかのように示す表示

は，事実と異なるものであり，かかる表示は，ひかり電話の取引条件について，実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示である旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については,あらかじめ,当委員会の承認を得なければならない。

２　ＮＴＴ西日本は，今後，ひかり電話の取引又はこれと同種の役務の取引に関し，前項の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ，これを自社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

３　ＮＴＴ西日本は，今後，ひかり電話の取引又はこれと同種の役務の取引に関し，第１項の表示と同様の表示を行うことにより，当該役務の内容について，実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。

４　ＮＴＴ西日本は，第１項に基づいて行った公示及び第２項に基づいて採った措置について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

1　西日本電信電話株式会社（以下「ＮＴＴ西日本」という。）は，肩書地に本店を置き，日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和５９年法律第８５号）第２条第３項第１号ロに規定する区域において地域電気通信事業を営む事業者である。

2 (1) ＮＴＴ西日本は，一般消費者に対し，「ひかり電話」と称するＩＰネットワーク技術による音声電話サービス（以下「ひかり電話」という。）を提供している。

また，東日本電信電話株式会社は，ひかり電話と同様の音声電話サービスを提供している（以下，ＮＴＴ西日本が提供するひかり電話と東日本電信電話株式会社が提供する同様の音声電話サービスを総称して「ひかり電話（全国）」という。）。

(2) ひかり電話を利用するためには，ひかり電話の契約のほか，ＮＴＴ西日本の提供する「フレッツ光プレミアム」と称する光ファイバ設備を用いたデータ通信サービス（以下「フレッツ光プレミアム」という。）を利用するための契約を締結する必要がある。

(3) ひかり電話を利用するためには，通話ごとに通話料が必要であるほか，ひかり電話の「月額基本料」と称する料金（以下「月額基本料」という。）及びフレッツ光プレミアムの利用料が毎月必要である。

(4) ひかり電話の通話料は，通話対象が加入電話，ＩＳＤＮ規格による電話（以下「ＩＳＤＮ」という。）又はひかり電話（全国）を利用する者である場合は，３分ごとに８．４円であるが，通話対象がそれら以外である場合の通話料は別途定められている。

(5) 「ひかり電話Ａ」と称するひかり電話の料金プランにおける月額基本料は１，５７５円であり，当該月額基本料には，通話対象が加入電話，ＩＳＤＮ又はひかり電話（全国）を利用する者である場合の通話料５０４円分（以下「定額通話分」という。）が含まれている。

3 (1) ＮＴＴ西日本は，平成１９年２月ころに，山口県内で配布したダイレクトメール（別添写し１）において，「月々の費用もこれで納得！」及び「ひかり電話Ａエース」と記載の上

ア 「月額利用料合計１，５００円（税込み１，５７５円）」と記載することにより，あたかも，ひかり電話を利用するに当たって通話料以外に必要な料金は月額１，５７５円であるかのように示す表示をしているが，実際には，ひかり電話を利用するためには，別途フレッツ光プレミアムの利用料が必要である

イ　「最大３時間分（税込み５０４円）の通話ができて、余った通話分は翌月に繰り越せる！」と記載することにより，あたかも，定額通話分で通話できる通話対象には制限がないかのように示す表示をしているが，実際には，当該定額通話分で通話できる通話対象は，加入電話，ＩＳＤＮ又はひかり電話（全国）を利用する者である場合に限られる

ものであった。

(2)　ＮＴＴ西日本は，平成１９年６月ころに，福岡県に所在する新聞販売店を通じて一般日刊紙に折り込んだチラシ（別添写し２）において，「全国どこでも通話料一律８．４円／３分」と記載することにより，あたかも，ひかり電話の通話料は，通話対象に関係なく，全国一律で３分ごとに８．４円であるかのように示す表示をしているが，実際には，当該通話料が３分ごとに８．４円なのは，通話対象が加入電話，ＩＳＤＮ又はひかり電話（全国）を利用する者である場合に限られるものであった。

(3)　ＮＴＴ西日本は，平成１９年７月ころから同年８月ころまでの間，同社の営業区域のうち滋賀県，京都府，兵庫県，奈良県，岡山県及び香川県を除いた区域で配布したダイレクトメール（別添写し３）において，「ひかり電話Ａエース」と記載の上，「無料通話料　通話料コミコミ！５０４円分（税込）」と記載することにより，あたかも，定額通話分で通話できる通話対象には制限がないかのように示す表示をしているが，実際には，当該定額通話分で通話できる通話対象は，加入電話，ＩＳＤＮ又はひかり電話（全国）を利用する者である場合に限られるものであった。

法　令　の　適　用

前記事実によれば，ＮＴＴ西日本は，ひかり電話の取引条件について，実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであって，かかる行為は，景品表示法第４条第１項第２号の規定に違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成２０年７月１５日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　竹　島　一　彦

委　員　山　田　昭　雄

委　員　濱　崎　恭　生

委　員　後　藤　　晃

委　員　神　垣　清　水